

岐阜県公報

第 三 百 四 十 七 号
令 和 四 年 十 一 月 十 一 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出 納 管 理 課) 四 五 一^{ペー}

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

(税 務 課) 四 五 三

土地収用法に基づく事業の認定

(用 地 課) 四 五 三

公 示

落札者等に関する公示

(情 報 シ ス テ ム 課) 四 五 四

土地改良事業計画の変更認可

(農 地 整 備 課) 四 五 五

土地改良区役員の退任及び就任

(岐 阜 農 林 事 務 所) 四 五 五

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 四 年 十 一 月 十 一 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第八十五号

岐 阜 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。
第二十九号様式の十備考第五号中「**并た**」を「**なお**」と、「**行**」を「**行**」と。
また、年度米残高が「0」であるときは、年度の累計を記載した次行に、3月31日付で「翌年度へ繰越なし」として私の記帳を行うこと。」と定める。
第三十七号様式を次のように改める。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 四 年 十 一 月 十 一 日

第 37 号 様 式 (第 111 条 関 係)

予 定 価 格 書

仕 様 書 番 号 第 号 _____

工 事 名 何々工事 _____

設 計 金 額
十億 百万 千 円
[Grid for amount entry]

予 定 価 格
(A)
十億 百万 千 円
[Grid for amount entry]

入 札 書 比 較 価 格
(A × 100 / 110)
十億 百万 千 円
[Grid for amount entry]

最 低 制 限 価 格
(B)
十億 百万 千 円
[Grid for amount entry]

制 限 比 較 価 格
(B × 100 / 110)
十億 百万 千 円
[Grid for amount entry]

収支等命令者
[Signature box]

- 備考
- 1 物件の売買等による予定価格書については、この様式に準じて作成すること。この場合において、消費税の軽減税率が適用されるときは、「100/110」を「100/108」として使用すること。
 - 2 予定価格を決定する収支等命令者は、収支等命令者欄に署名し、又は押印すること。
 - 3 金額の頭書には「¥」の符号を記載すること。

附則
この規則は、令和四年十二月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第三百九十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和四年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社野村石油店	旭 貴志夫	郡上市八幡町城南町二〇五番地一	令和 四・一〇・一

岐阜県告示第三百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

白川町

二 事業の種類

白川町新庁舎整備事業

三 起業地

1 収用の部分

加茂郡白川町河岐字西ヶ小井戸及び字本田地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

白川町新庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

本件事業は、白川町がその事務の用に供する施設を整備するものであり、法第三十一条に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である白川町は、地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有するとともに、議会の議決を経て予算措置を講じ、また、整備が完了する令和六年度までの予算確保を確約していることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

本件事業の起業者である白川町の現庁舎は、昭和三十二年に建設され、以後増築をして現在に至っており、最も古い部分は建設後六十四年が経過している。

庁舎には災害時に業務を継続しつつ、災害からの復旧・復興業務の拠点となる機能が求められるが、現庁舎は、耐震性能の不足に加え、土砂災害警戒区域内に位置し、その一部は土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、大地震や豪雨の際にはこれらの機能を果たすことができない可能性が指摘されており、課題となっている。また、現庁舎は、度重なる増築のため窓口が分散しており、町民の利便性の低下や職員の業務効率の低下も課題となっている。

本件事業の施行により、耐震性能を有する新庁舎が土砂災害警戒区域外の土地に整備され、また、町民の利用頻度が高い窓口を集約して配置することが可能となることから、これらの課題の解消が見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

なし

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に定める対象事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について起業者が任意に調査したところ、起業地周辺は住宅が密集する地域ではあるが、日影による周辺的生活環境への大きな影響はなく、かつ、起業地には保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されていないため、本件事業の施行により環境に及ぼす影響は少ない。

また、起業地の一部に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十三条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、起業者は、集落を形成した形跡や明確な遺構は発見されておらず、本件事業の施行による影響はないと見込まれることを白川町教育委員会に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。事業計画の合理性

起業地は、白川町議会庁舎建設特別委員会等が第一候補とした同町河岐地内で、幹線道路沿いにあること、土砂災害警戒区域外であること及び現庁舎の駐車可能台数以上の駐車場を確保できることを条件として選定した三案の候補地から、地理的及び経済的な観点から総合的に勘案し、最も優れた案を選定していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

また、本件事業の起業地の選定は、適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、現庁舎は、耐震性能の不足に加え、土砂災害警戒区域内に位置し、その一部は土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、災害時に庁舎に求められる機能を果たすことができない可能性があり、また、窓口の分散による市民の利便性の低下や職員の業務効率の低下も課題となっていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

(三) 総合的判断

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

白川町役場総務課

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達する物品等の名称及び数量 職員用パソコンに供するスインクフロント製プリンター センズ 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和4年8月26日

4 落札者を決定した日 令和4年9月5日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区栄一丁目24番15号

株式会社日立システムズ中部支社

支社長 木下 浩一

6 落札金額 49,132,875円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部デジタル推進同情報システム
係
(2) 所在地 岐阜市鞍田南二丁目1番1号

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
室原土地改良区	室原地区	令和四・一〇・二四

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	各務用水	令和四・九・六	監事	山田良司	関市下白金町	一五七番地	所
土地改良区	各務用水	令和四・九・六	監事	山田良司	関市下白金町	一五七番地	所

就任した役員

土地改良区	各務用水	令和四・一〇・二四	監事	西村好則	関市下白金	一〇六六番地三	所
土地改良区	各務用水	令和四・一〇・二四	監事	西村好則	関市下白金	一〇六六番地三	所

令和四年十一月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社